

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第 41 条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 $\left[\quad \quad \quad \text{年 月 日} \left\{ \begin{array}{l} \text{(ハ) 新築} \\ \text{(ニ) 取得} \end{array} \right\} \right]$ がこの規定に
該当するものである旨を証明します。

申請者	住所
	氏名
家屋の所在地	(家屋番号)
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落

年 月 日

名張市長

注 1. { } の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

注 2. 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。